平成３０年（フ）第１９０８号
大阪府守口市平代町９番３号
債務者　高山美代子（旧姓田ノ岡）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９１２号
大阪府門真市栄町29番17号
債務者　大塚　伸子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０９４号
大阪府門真市上島町42番18号
債務者　松本　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１５６号
大阪府枚方市野村中町21番９号
債務者　清水なぎさ
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２２５号
大阪市東淀川区豊里６丁目22番７号　萩田マンション　105号
債務者　中山　由起
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２５８号
大阪府東大阪市横小路町５丁目５番20号　グランシャトー山本　202
債務者　大西　良太（旧姓呉屋）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３９０号
大阪府高槻市西冠３丁目38番６号　プレアール西冠Ⅰ　102号
債務者　大畑　千秋（旧姓武澤）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３９７号
大阪府寝屋川市成田町４番５号
債務者　小松貴美子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４０３号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番１―720号、前住所大阪市城東区蒲生１丁目８番33号　502
債務者　岩田　耕司
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４２２号
大阪市天王寺区真法院町８番19号　メゾン真法院402号
債務者　竹内　正己
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県丹波市青垣町口塩久237番地　ソレイユ青垣106号
債務者　照喜納広明
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第７８６号
福岡市南区長住３丁目20番305号
債務者　島田　和夫
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３２号
北九州市門司区東新町１丁目４番６―101号
債務者　藤森　健太
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１３号
熊本県菊池郡大津町大字室147番地１　ニューダイシンビル　201号
債務者　菊地　広子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２３３号
熊本市中央区細工町５丁目30番地　甲斐ビル302号室
債務者　木村なつ美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４２号
山形県米沢市太田町５丁目559番地の15　ＴＭコーポラス205号室
債務者　戸田　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４６号
山形県東置賜郡川西町大字西大塚3810番地の８
債務者　遠藤　勝也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４７号
山形県米沢市相生町７番65号　県営相生アパート２号253号室
債務者　伊藤　加奈
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部